

投稿倫理規程

平成 30 年 1 月 30 日制定

平成 30 年 4 月 13 日改定

「廃棄物資源循環学会論文誌」に投稿される論文は、以下の投稿倫理規定を順守しなければならない。

第1条 不正行為（虚偽記載・捏造・改ざん）

投稿された論文において、虚偽の記載を行ってはいけない。データの捏造・改ざんは行ってはならない。

第2条 不正行為（盗用・剽窃）

他の著作物等から研究成果等を引用する場合は、出典を明記しなければならない。出典を明記しない場合は、盗用・剽窃とみなされる可能性がある。

第3条 既発表・重複投稿

投稿される論文はオリジナルの論文でなければならない。既に発表している論文等と実質的に内容が同一の原稿を本誌へ投稿できない。実質的に同一内容の論文を 2 つ以上の雑誌に同時に投稿することはできない。ただし、学会の研究発表会講演集などのように要約された内容を掲載しているもの、科学研究費の研究報告書等の限られた範囲の出版物は含まれない。

第4条 権利関係（連名・所属・謝辞）

著者は、その論文に学術的な寄与・貢献を果たし、論文内容に共同責任を負える者になりえる。また、論文の投稿に先立ち、連名記載順序を含め、連名者全員に承諾を得ねばならない。著者の所属は、その論文に関する研究を行ったときに所属していた機関を原則として明記する必要がある。

組織や団体からの資金・サンプル・データ提供等についても謝辞において何らかの形で明記が必要である。なお、著作権については、別途の学会規程による。

第5条 個人情報・法令順守

アンケート調査やインタビューなど個人情報に配慮が必要な論文においては、個人情報保護法等の法令順守が必要である。また、遺伝子組み換え実験及び動物実験、生体試料を用いる実験等については、所属機関等の研究倫理委員会もしくは準ずる組織等の承認を得ていることが望ましい。

第6条 罰則

上記に関する問題が生じた場合は、編集委員会で審議を行う。明らかな重複投稿の場合、第一著者および責任著者の本論文誌への投稿を 2 年間禁ずる。共著者については投稿を 1 年間禁ずる。すでに掲載された論文であっても掲載を取り消す場合がある。

第7条 規程の改廃

この規程の改廃は、編集委員会の議を経て決定し、理事会の承認を得るものとする。